

平成30年度 公金の債権回収業務に関する法務研修（京都開催）

平成31年2月28日（木）

資 料 集

平成 26 年度 京都府包括外部監査報告書【概要版】

監査テーマ

「未収金に関する事務の執行及び管理について」

1 テーマ選定理由

事業の業務プロセスの見直し等による支出の削減と同様に、財政健全化に向けては増収への取組や債権管理の適正化も重要なものとなっている。

京都府においては、債権管理の一層の適正化を図るために平成 21 年 6 月に「債権管理プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成 23 年 7 月に「京都府債権管理に関する条例」を制定するなど未収金の適正管理に向けた取組を進めている。しかしながら、近年の厳しい経済情勢の影響もあり、平成 24 年度決算において収入手済額の総計は 95 億円（府税を除いて 30 億円）を超えている。その点については平成 24 年度京都府歳入歳出決算審査意見書でも触れられており、未収債権の発生抑制対策の充実・強化について積極的かつ抜本的な対策に取り組みようにより求められている。

条例施行から 3 年を迎えようとしている中、負担の公平性、適切な債権管理の観点から延滞債権を発生させない・増やさないための検討・対策及び発生した延滞債権を回収するための対策など実効性を伴った取組がなされているか、また、その取組に当たって事務の効率性が考慮されているか、あらためて検証する必要があると考え、本テーマを選定した。

京都府包括外部監査人
公認会計士 中野 雄介

平成 27 年 3 月

2 外部監査の方法（監査の要点）

- ・ 回収・滞納処分等の規程は整備されているか、また規程に従って適時適切に手続が行われているか。
- ・ 台帳等により未収金の情報が適切に管理されているか。
- ・ 滞納先の状況を適時に把握し、回収可能性の検討が適切に行われているか。
- ・ 支払猶子や不納欠損処分は適正に行われているか。

3 監査対象とした債権

私債権のうち、未収債権額が1,000万円以上のものとした。対象債権は以下のとおりである。

- ・ 中小企業経営基盤強化資金貸付返還金
- ・ 高等学校等修学資金貸付返還金
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付返還金
- ・ 府営住宅使用料
- ・ 府立病院未収金
- ・ 企業立地補助金返還金
- ・ 農業改良資金貸付返還金
- ・ 看護師等修学資金貸付返還金
- ・ 心身障害者扶養共済制度掛金
- ・ 高等学校等修学資金過年度払戻入金

4 指摘事項及び意見

4.1 全体的事項

(1)延滞金等の取扱（指摘事項）

- ① 高等学校等修学資金貸付返還金や看護師等修学資金貸付返還金のように規則で定める延滞金等の利率が民法の規定を上回るものは、特段の事情がない限り少なくとも民法規定の水準まで利率を下げ、各制度間で統一的に運用すべきである。
- ② 悪質滞納者を除く制度趣旨に応じた誠意ある債務者に対しては、特段の事情がない限り各制度間で公平に延滞金等の減免規定を有効に活用して延滞金等の減免を実施すべきである。これにより制度趣旨を全うできただけでなく、延滞金等にかかる管理費用の削減にもなる。

(2)外部委託にかかる費用対効果の検証（指摘事項）

平成22年2月から活用している弁護士委任については、これまではその費用を上回る回収効果を得てきたことである。しかし、今後は特に高等学校等修学資金貸付返還金が著しく増加することが予想されるため、その効果を測る客観的基準を定め一定期間経過後に費用対効果を検証する必要がある。

(3)未収債権の分類と回収不能債権の効率的管理（意見）

債権管理プロジェクトチームが発足してから既に5年経過しており、その間研修や条例の整備をはじめ様々な対応がとられてきた。債権管理の手法が全部局にわたり統一的に体系化されてきた現在において、また、今後の未収債権の増加が予想される中、限られた人的・物的資源を有効に活用したなお一層効率的な債権管理の仕組みを検討すべき時期にきている。

そこで例えば、未収債権の中でも延滞発生から一定期間が経過し、これ以上手を尽くしても回収困難な債権を一定の客観的基準により選別し、これらの債権については通常の未収債権と区別して一括管理していくべきと考える。

こうした回収効果を見込めない未収債権に多大な時間とエネルギーを投入することは、未収債権に対する管理コストの面からも非効率であり、債権分類を進めることにより未収債権の管理コストを圧縮することが期待できる。

(4)高校生等修学支援事業と母子父子寡婦福祉資金貸付事業における修学資金制度のあり方（意見）

今回の対象債権に限って言うならば、高校生等への修学資金貸付は高校生等修学支援事業と母子父子寡婦福祉資金貸付事業の両制度において実施されており、どちらもほぼ同じ内容となっている。それぞれ制度趣旨にもとづいて実施されているわけだが、全体的な管理の観点からは非効率であると言わざるを得ない。

時代環境の変化、制度の改廃に応じて制度設計を横断的に見直し、体系的な制度へ作り直す必要性を感じる。

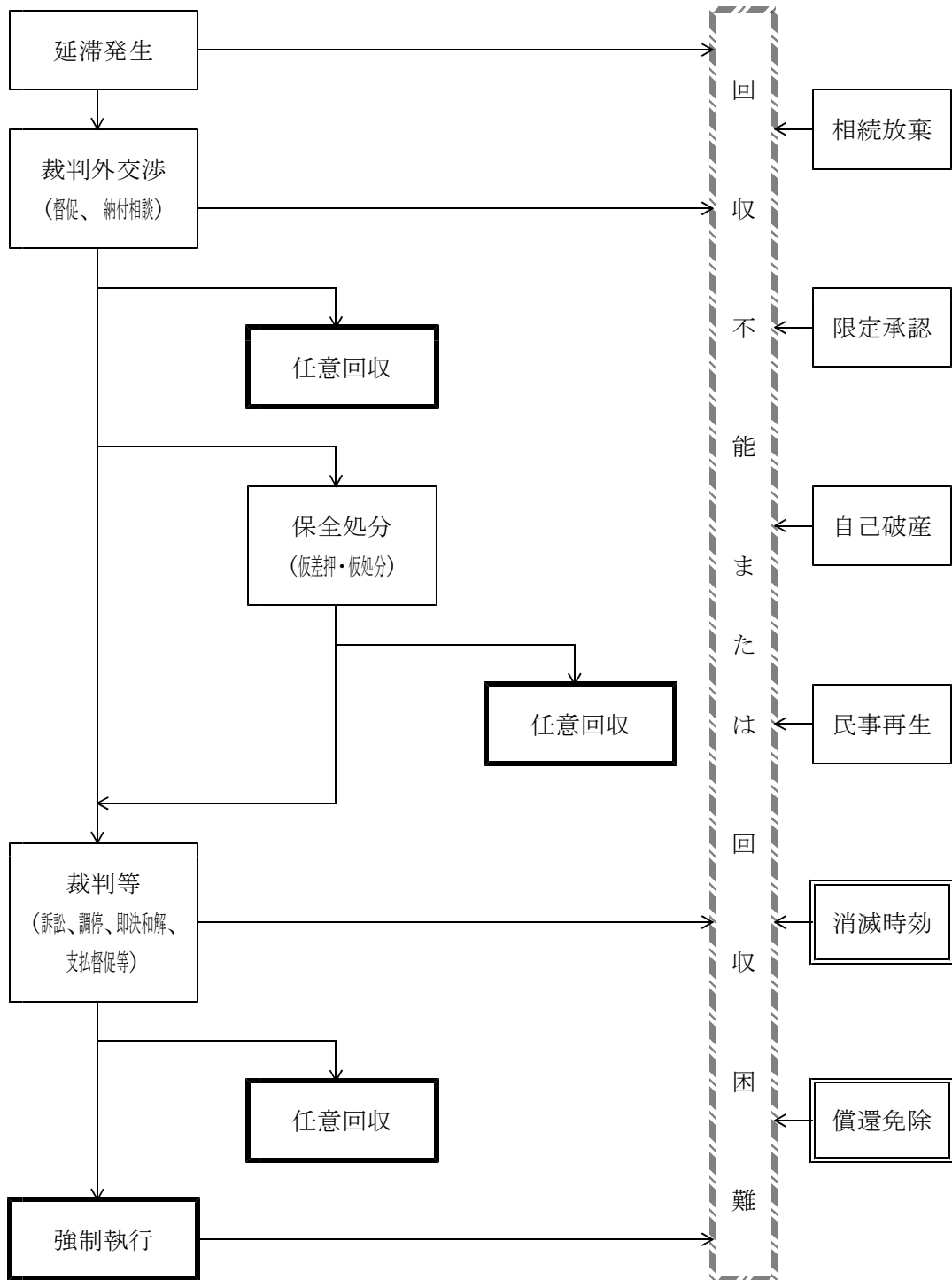
(5)未収債権の実態把握（調定減額及び延滞金等）（意見）

■市税等徴収実績調

(単位：千円、%)

内 訳	区 分	調 定 額			収 入 済 額			不 納 欠 損 額		未 収 額			徴 収 率			前 年 度 徴 収 率				
		現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	合 計	現年課税分	滞納繰越分	合 計		
		A	B	C	D	E	F	G	H	A-(D+G)	B-(E+H)	C-(F+G+H)	D/A	E/B	F/C					
市 税	市 民 税	2,100,426	68,117	2,168,543	2,081,888	22,024	2,103,912	0	5,571	18,538	40,522	59,060	99.1	32.3	97.0	99.1	35.0	96.8		
	内 訳	個 人 分	1,850,446	63,572	1,914,018	1,832,793	20,992	1,853,785	0	5,218	17,653	37,362	55,015	99.0	33.0	96.9	98.9	35.2	96.5	
		均 等 割 分	91,508	3,143	94,651	90,635	1,038	91,673						99.0	33.0	96.9	98.9	35.2	96.5	
		所 得 割 分	1,758,938	60,429	1,819,367	1,742,158	19,954	1,762,112						99.0	33.0	96.9	98.9	35.2	96.5	
	内 訳	法 人 分	249,980	4,545	254,525	249,095	1,032	250,127	0	353	885	3,160	4,045	99.6	22.7	98.3	99.7	32.8	98.6	
		均 等 割 分	134,047	4,529	138,576	133,277	1,024	134,301						99.4	22.6	96.9	99.4	32.6	96.5	
		法 人 税 割 分	115,933	16	115,949	115,818	8	115,826						99.9	50.0	99.9	99.9	74.2	99.9	
		固 定 資 産 税	2,352,738	154,517	2,507,255	2,324,727	32,085	2,356,812	125	9,701	27,886	112,731	140,617	98.8	20.8	94.0	98.5	20.2	93.3	
	内 訳	純固定資産税分	2,341,530	154,517	2,496,047	2,313,519	32,085	2,345,604	125	9,701	27,886	112,731	140,617	98.8	20.8	94.0	98.5	20.2	93.2	
		土 地 分	土 地 分	683,649	45,114	728,763	675,471	9,368	684,839						98.8	20.8	94.0	98.5	20.2	93.2
			家 屋 分	1,208,509	79,749	1,288,258	1,194,052	16,560	1,210,612						98.8	20.8	94.0	98.5	20.2	93.2
			償却資産分	449,372	29,654	479,026	443,996	6,157	450,153						98.8	20.8	94.0	98.5	20.2	93.2
		国有資産等交付金	11,208		11,208	11,208		11,208	0		0		0	100.0		100.0	100.0		100.0	
		軽自動車税	189,217	9,471	198,688	185,441	2,275	187,716	0	1,456	3,776	5,740	9,516	98.0	24.0	94.5	98.4	21.2	93.8	
	市たばこ税	331,538		331,538	331,538	0	331,538	0		0		0	100.0		100.0	100.0		100.0		
	鉱産税	302		302	302	0	302	0		0		0	100.0		100.0	100.0		100.0		
	入湯税	51,689	945	52,634	51,689	41	51,730	0	0	0	904	904	100.0	4.3	98.3	100.0	7.4	98.3		
	都市計画税		53	53	0	9	9		40		4	4		17.0	17.0		30.1	30.1		
	合 計	5,025,910	233,103	5,259,013	4,975,585	56,434	5,032,019	125	16,768	50,200	159,901	210,101	99.0	24.2	95.7	98.9	24.8	95.3		
	国民健康保険税	1,302,439	292,888	1,595,327	1,247,525	66,628	1,314,153	0	37,105	54,914	189,155	244,069	95.8	22.7	82.4	95.6	20.8	81.2		
	後期高齢者医療保険料	449,988	3,554	453,542	448,656	1,298	449,954	0	178	1,332	2,078	3,410	99.7	36.5	99.2	99.7	58.3	99.1		
	介護保険料	1,113,009	13,745	1,126,754	1,106,855	1,760	1,108,615	0	3,843	6,154	8,142	14,296	99.4	12.8	98.4	99.4	16.6	98.5		
	保育所保育料	209,975	26,558	236,533	209,162	4,653	213,815	0	1,927	813	19,978	20,791	99.6	17.5	90.4	99.5	21.6	90.3		
	放課後児童クラブ利用料	18,495	1,247	19,742	18,358	127	18,485	0	0	137	1,120	1,257	99.3	10.2	93.6	99.1	17.6	92.4		
	幼稚園保育料	13,179	471	13,650	13,179	139	13,318	0	0	0	332	332	100.0	29.5	97.6	100.0	31.1	96.6		
	住宅使用料	52,486	1,679	54,165	51,432	803	52,235	0	0	1,054	876	1,930	98.0	47.8	96.4	99.3	36.0	96.8		

私債権・非強制徴収公債権の回収フロー



催告状

平成30年 月 日

京都府
借受人 ●● ●● 殿
滋賀県
連帯借受人 ○○ ○○ 殿
大阪府
連帯保証人 ◎◎ ◎◎ 殿

京都●●●

〒604-8181
京都市中京区間之町通御池西南角
京ビル2号館5階
川口法律事務所
上記代理人 弁護士 川口 直也
(電話番号075-251-7266)

当職は、京都●●を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知いたします。

記

1 貸付金返還請求

●● ●● 殿を借受人、○○ ○○ 殿を連帯借受人、◎◎ ◎◎ 殿を連帯保証人として実行した母子（父子寡婦）福祉資金の貸付（債権数1件、貸付決定総額2,430,000円、以下「本件貸付」という。）については、後記貸付金目録記載のとおり、平成30年5月末日までに償還期限が到来した分のうち合計金175,500円が滞納となっています。

については、平成30年6月25日までに、上記滞納にかかる金額をお支払いいただきますよう請求いたします。

2 納付相談

何らかの事情により前記期日までにお支払いができない場合には、その期日までに当職あて電話等により納付相談の申し入れをしてください。当職が、個別に面談をさせていただき、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させていただき用意がございませう。

なお、滞納にかかる元利金額に対しては、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条に基づき、支払期日の翌日から支払当日までの日数により、平成27年3月31日以前の期間については年10.75パーセント、同年4月1日以後の期間については年5パーセントの割合をもって計算した違約金をお支払いいただくこととなります。

3 法的措置の予告

万一、前記期日を過ぎても、お支払いいただかず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、然るべき法的措置をとらせていただくこととなりますので、その旨お含み置きください。

本件貸付については、当職が委任を受けて対応することになりましたので、今後の本件貸付に関するお問い合わせは、すべて当職

(電話：075-251-7266、受付時間(平日)午前9時30分～午後5時)
宛に行ってください。

貴殿らが多重債務等のお支払いが困難な事情を抱えておられる場合は、この機会に弁護士などしかるべき専門家にご相談の上、適切に対処されることをお勧めいたします。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

以 上

貸 付 金 の 表 示

(省 略)

差 入 証

平成30年 月 日

京 都 ● 御 中

(住所) _____

(借受人自署捺印) _____ 印

(連絡先電話番号) _____ - _____

(住所) _____

(連帯借受人自署捺印) _____ 印

(連絡先電話番号) _____ - _____

私どもは、後記の母子（父子寡婦）福祉資金貸付金について、本書面に記載のとおり、その償還をすることをお約束します。

1. 私どもは、後記貸付金目録記載の京都●母子（父子寡婦）福祉資金の貸付（債権数2件、貸付決定総額902,000円、以下「本件貸付」といいます。）について、本日現在、平成30年12月末日までに償還期限が到来した分のうち元金合計金447,400円の償還が延滞していることを確認し、同金員及びこれに付帯する違約金の支払義務を負うことを承認します。

2. 私どもは、本件貸付にかかる前項記載の延滞している元金合計額について、下記のとおり完納に至るまで償還いたしますので、連帯借受人 ○○ ○○ 宛に納入通知書をお送りください。

記

(1) 2019年 3月から2022年 3月まで（37回）

毎月末日限り 金 3,000円

(2) 2022年 4月以降に毎月償還すべき金額については、貴●との協議に応じるものとする。

3. 前項により、期限の利益が付与されたものでないことを確認し、これに異議を述べることはしません。

4. 本件貸付について複数の債権がある場合、私どもが納付した金員は、貴●が適当と認める順序方法により各債権の償還に充当することができ、その充当に対して異議を述べ

ることはしません。

5. 私どもの収入又は資産状況に変動が生じた場合には、貴●に対し、速やかにその旨を報告し、本件貸付の延滞を早期に解消するよう努めるものとします。
6. 第2項の償還、及び前項の報告を怠った場合には、裁判、強制執行その他の法的手続をとられても、なんら異議を述べません。

貸 付 金 の 表 示

(省 略)

以 上

(連帯保証人用) ※当てはまるものに○をしてください。

生活状況報告書

- 私の現在の月収は、
①約10万円未満 ②約10万円～約15万円未満 ③約15万円～約20万円未満
④約20万円～約30万円未満 ⑤約30万円超
- この月収を得る方法は、
①パート・アルバイト ②給与 ③自営収入 ④年金
⑤生活保護 ⑥親族の援助 ⑦その他 ()
- 同居の人数は、私以外に
①いない ②1人 ③2人 ④3人 ⑤4人以上
- 私及び家族のうち体調不良なのは、
①ない ②私 ③子供 ④父 ⑤母 ⑥その他 ()
病名あるいは症状 ()
- 毎月の支出額は、(世帯全員分合算で記入してください。)
①約10万円未満 ②約10万円～約15万円未満 ③約15万円～約20万円未満
④約20万円～約30万円未満 ⑤約30万円超
- 毎月の支出のうち大きな負担となっているものは、(複数回答可)
①家賃 ②医療費 ③教育費 ④借入金の返済
⑤その他 ()
- 過去あるいは現在、破産や債務整理を行ったことは、
①ある(その時期) ②ない
*破産の場合は、「免責決定」の写しを同封してください。
- 修学生と同住所で生活している。
①はい ②いいえ
希望する分割返済月額等を
こちらに記入してください。
↓
- その他、ご希望やお考えがあれば、聞かせてください。
()

私、連帯保証人の生活状況について、以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 日付を記入

〒
住 所
電話番号

氏 名

印

←捺印

催 告 状

平成30年 月 日

借 受 人 ●● ●● 殿
連帯保証人 ○○ ○○ 殿

●●●●●

〒604-8181
京都市中京区間之町通御池西南角 京ビル2号館5階
川口法律事務所
上記代理人 弁護士 川 口 直 也
電話番号 075-251-7266

当職は、●●●●を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知いたします。

記

1 貸与金返還請求

●● ●● 殿（個人番号 略 ）を借受人、○○ ○○ 殿を連帯保証人として貸与した●●●●●●●●●●等修学資金の滞納金額の合計金494,000円に関し、平成30年1月12日付の内容証明郵便による催告状をもって督促しましたが、お受け取りいただけないまま返送されてきました。

その後、同年2月5日付及び同月20日付でも、お支払いを督促する催告状とともに、「差入証」及び「生活状況報告書」をお送りし、月々の分割での返還を具体的にご検討いただけるよう、何通りかの返還額による試算も提示させていただきました。

しかるに、今日まで、極めて遺憾ながら、お支払いが確認できないばかりか、前記差入証等のご返送もいただいております。

あらためて、前記滞納金額の合計金494,000円を、**平成30年3月20日**までにお支払いいただきますよう催告いたします。

2 差入証、生活状況報告書

既にご案内していますように、滞納金額が多額であるなどの事情により、前記期

日までにお支払いができない場合には、月々の分割にて返還していただくことも可能です。

ご都合が付かず、当職宛に連絡が取れない場合には、過日お送りいたしました「差入証」及び「生活状況報告書」に希望する分割返済月額等を必ず記入し、ご住所及びご氏名を自筆で記入して捺印の上（実印でなくても結構です。）、返信用封筒にてご返送ください。生活状況報告書には、該当する項目記載の番号に○印を付け、そのほかご意見などがあれば、最後の欄にご記入ください。

念のため、過日お送りしたのと同様の「**返還方法のご提案**」を同封しておきます。

3 法的措置の予告

万一、平成30年3月20日を過ぎても、お支払いいただかず、かつ、前記差入証等もご返送いただけない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、**裁判所への支払督促の申立等を検討する**こととなります。

当職としましては、添付書面のとおり、○○ ○○ 殿がご自宅の不動産を所有している事実を把握しておりますが、支払督促に仮執行宣言が付されてこれが確定すると、**この不動産に対して強制執行を申し立て、競売によって回収を行うことが可能となります**ので、その旨お含み置きください。

本件貸与については、京都府から委任を受けて当職が対応しておりますので、お問い合わせは、すべて当職宛に行ってください（受付時間（平日）午前9時30分～午後5時 夜間・休日は、050-3708-7266）。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

以 上



6 0 4 8 5 5 0

京都市中京区菊屋町

●● ●● 殿
○ ○ ○ ○ 殿



必ず開封してご連絡ください

平成27年 月 日

荒川区
区長 西川 太一郎 殿

住所

氏名

分割納付（履行延期）許可申請書

- 1 私は、荒川区に対し、同区の平成21年〇月11日付け返還決定（21荒福保第〇〇〇〇号）に基づく次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認めます。
 - （1）元本（保護費返還金残金） 489万5979円（平成27年3月23日現在）
 - （2）延滞金 荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例3条（下記条文参照）に定めるところにより前記（1）に加算される金員
- 2 私は、本件債務を一括して支払うことができないため、次のとおり分割納付（履行延期）の許可をして戴きますよう申請します。なお、分割納付（履行延期）の許可を受けた後の残元本につき、年14.6パーセントの延納利息、延滞金を付すことについては異議ありません。
 - （1）前記1、（1）記載の元本について
次のとおり分割して支払うものとします。
 - ① 平成27年4月から同30年3月まで、毎月末日限り、金2万円宛
 - ② 平成30年4月末日限り、金417万5979円
 - （2）分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付された前記1、（2）記載の延滞金及び同許可を受けた後の延納利息、延滞金について
前項（1）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。
- 3 私は、分割納付（履行延期）の許可を受けるにあたり、下記事項を条件として付することに異議はありません。
 - （1）私が前記2、（1）記載の分割金の支払いを2回以上怠ったとき及び後記（3）の条件に違反したときは、私は当然に期限の利益を失うものとする。
 - （2）私が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出ること。私がその届出を怠ったときは、荒川区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなすこと。
 - （3）荒川区が本件債務の保全上必要と認めるときは、私の資産・負債の状況、収入・

支出の状況、生活状況等について、私に質問することができ、私はそれに答える義務を負うこと。また、荒川区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を私に求めることができ、私はこれに応ずる義務を負うものとする。

<参考>

荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例

第3条 使用料等について前条の規定による督促をした場合においては、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1000円未満の端数があるとき、又はその全額が2000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、確定した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

平成27年●月●日

東京都荒川区・・・・・・・・
○○○○殿

荒川区
区長 西川 太一郎

分割納付（履行延期）許可書

貴殿より平成27年 月 日付け書面にて申請のあった後記1記載の債務にかかる分割納付（履行延期）の許可申請につき、下記3の条件を付したうえ、下記2記載のとおり分割納付（履行延期）を許可する。

記

1 債務の内容

平成21年○月11日付け返還決定（21荒福保第○○○○号）に基づく貴殿の当区に対する次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）

- (1) 元本（保護費返還金残金） 489万5979円（平成27年3月23日現在）
- (2) 延滞金 荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例3条に定めるところにより、分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付されている金員

2 分割納付の内容

(1) 前記1、(1)記載の元本について

次のとおり分割して支払うものとします。

- ① 平成27年4月から同30年3月まで、毎月末日限り、金2万円宛
- ② 平成30年4月末日限り、金417万5979円

(2) 前記1、(2)記載の延滞金について

前記1、(1)記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

(3) 延納利息、延滞金について

分割納付の許可をした日の翌日から各履行期限までの日数に応じて延納利息を付するものとします。また、前記(1)の分割金の支払いを怠ったとき若しくは後記3、(1)により期限の利益を喪失したときは、履行期限の翌日若しくは期限の利益を失った日の翌日から支払済みまでの日数に応じて延滞金を付するものとします。

延納利息及び延滞金の利率は年14.6パーセントとします。

延納利息及び延滞金は、前記1、(1)記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

3 許可条件

- (1) 貴殿が前記2、(1)記載の分割金の支払いを2回以上怠ったとき及び後記(3)の条件に違反したときは、貴殿は当然に期限の利益を失うものとします。
- (2) 貴殿が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出るものとします。貴殿がその届出を怠ったときは、当区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 当区が本件債務の保全上必要と認めるときは、貴殿の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、貴殿に質問することができ、貴殿はそれに答える義務を負うものとします。また、当区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を貴殿に求めることができ、貴殿はこれに応ずる義務を負うものとします。

(不服申立の教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として(訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成19年3月27日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

地方税の徴収対策については、平成19年3月27日付け総税企第54号「地方税の徴収対策の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、各地方団体において徴収対策を講ずるに際し留意していただくべき事項及び先進的な取組事例について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収対策を一層推進していただくよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

平成17年4月1日付け「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長通知）においても通知しているところであるが、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じ、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることは有用である。

既に同通知等において民間委託が可能な業務の例などを示しているところであるが、地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、改めて以下のとおり代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理したので、参考としていただきたい。

(1) 滞納者に対する納税の懲罰行為

納税者が納期限までに地方税を完納しない場合、法令の規定に基づき、地方団体の

徴税吏員は督促状を発し、さらに一定の要件に該当する場合には滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。さらに質問検査や捜索など、これらいわゆる滞納処分については、租税の性格上、極めて強力な公権力の行使が認められているところであり、これらは徴税吏員に限ってその行使が許されているものである。

一方、実際の徴税現場においては、強制的な処分に至るまでに、文書や電話、臨戸訪問等を通じ、様々な形で滞納者に対する納税の慫慂が行われているところであり、これらに係る事務量は徴収対策において相当なウェイトを占めている。このうち、徴税吏員に実施主体が限定されていない業務について、非常勤職員や民間事業者の活用を含め、できる限り徴税吏員以外の者に委ねることは、公権力の行使に係る業務に徴税吏員をより効果的かつ集中的に従事させる観点から、有用と考えられる。

ア) 催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務

地方税法上、「督促」とは、滞納処分を行うための前提要件であり、口頭ではなく書面（督促状）によって行うことが必要とされている。督促の実施主体は、徴税吏員に限定されているが、これは督促に関連した事実行為についてまで、徴税吏員に限定する趣旨ではない。このため、個人情報保護のために必要な措置を講じたうえで、滞納税額等を印字する業務を含め、督促状の印刷、作成、封入、発送等の業務を民間委託することは差し支えない。

また、法令上の「督促」以外にも、書面で催告状、最終催告状、差押予告状等の名称で、書面による納税の慫慂を実施するケースが多いが、上記督促状に関する業務とあわせて民間委託することが可能である。

総務省の実態調査（平成 18 年 7 月 1 日現在の地方税の収納・徴収対策等に係る調査。以下同じ。）においても、これらの書面について、滞納税額等を印字する業務を含む作成業務を委託している団体が、都道府県で 36 団体、市区町村で 473 団体（調査対象は、1,842 団体）となっており、広くその活用が進んでいる。

各地方団体における業務の実情にあわせ、最も効率的な方法を選択して民間委託の活用を検討していただきたい。

イ) 電話による自主的納付の呼びかけ業務

滞納者に対しては、書面による督促・催告などのほかに、電話により滞納者に直接その事実を知らせ、自主的納付を呼びかけることは広く行われている。これらの業務のうち、滞納者に地方税を滞納している事実や滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、滞納者の納付意思や納付予定時期の確認、滞納者が任意に申し出た事情の記録等については、法令上徴税吏員に限定されておらず、民間事業者に委託し、実施させることが可能である。また、あわせて滞納者の照会に応じ、課税の根拠や滞

納処分等の制度等について、客観的な事実を説明することも差し支えない。

一方、滞納者の財産等を把握するための質問は、法令上徴税吏員に限定された質問検査権（国税徴収法第 141 条）の行使にあたることから、民間事業者に委託することはできない。また、地方税の徴収猶予（地方税法第 15 条）は地方団体の長に属する権限であることから、分納を認めるなどの納税交渉を包括的に民間委託することも不適當である。

先進事例においては、市役所内の一室を執務スペースとしたうえで、民間事業者から電話催告にノウハウを有する労働者の派遣を受け、滞納者宅への電話による自主的納付の呼びかけ業務を行わせている地方団体がある。この事例では、当該派遣労働者は契約上、地方団体の指揮命令下におかれるほか、執務室への入退出時のチェック、私物持ち込みの禁止や民間事業者の労働者に対する定期的な研修など、個人情報の持ち出しを防止するために必要な措置が講じられている。督促状等の送付だけになりがちな少額滞納者に対し、滞納初期の呼びかけを行うこと等により、一定の成果があがっているとの評価もある。

こうした先進事例を踏まえつつ、各地方団体の実情に応じ個人情報保護等に必要の方策を講じながら、民間事業者の活用を図ることは有用と考えられる。

なお、民間事業者のコールセンターなど、地方団体の庁舎以外の場所における電話による自主的納付の呼びかけ業務について、民間委託を検討している地方団体もある。この場合、他の民間債権の催告業務等を行う同一スペース、同一職員により、地方税の滞納者に対する呼びかけ業務が行われる可能性があることなどに鑑みると、個人情報保護や目的外利用の防止などについて特に嚴重な配慮が必要であり、適切かつ十分な工夫を講じることとしていただきたい。

ウ) 臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務

書面、さらには電話による催告によってもなお、滞納が継続する場合、臨戸訪問によって直接滞納者と面接し、納付を求めることが多い。臨戸訪問においても、イ)と同様に、滞納者に地方税を滞納している事実、滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、納付意思や納付予定時期を確認すること等については、法令上徴税吏員に限定する規定はなく、民間委託することは可能である。

ただ、庁舎内などで行われる電話による自主的納付の呼びかけ等と異なり、臨戸訪問は滞納者の自宅等において実施されることから、滞納者に関する情報を庁舎等の建物外に持ち出すこととなる。臨戸訪問の民間委託を検討する際には、適正な業務執行と個人情報保護の観点から、万全の措置を講ずることが求められる。

現時点で地方税について、こうした民間委託を実施している地方団体はないが、徴収嘱託員などの非常勤職員を活用している事例は多い。また、検討段階の事例であるが、臨戸訪問に従事する民間事業者の職員に市の証明を付した身分証明書を常時携帯

られている。

先進事例を踏まえ、差押・公売関連業務における民間事業者の活用を一層推進されるよう、検討していただきたい。

なお、インターネット公売においても、国税徴収法の規定が適用され、公売参加者は原則として、入札等を行うまでに見積価額の 10%以上の公売保証金を現金で納付しなければならないこととされていた（国税徴収法第 100 条）。この点に関し、平成 19 年度税制改正における国税徴収法の改正により、一定の支払い保証契約により担保される場合には、現金の納付を不要とされるほか、買受代金の納付期限の延長可能期間（同法第 115 条）が従来の 10 日間から 30 日間に延長されるなどインターネット公売を円滑に行うための所要の措置が講じられることにも留意していただきたい。

2 地方団体における徴収体制の整備

民間事業者の活用が可能な分野は民間委託を積極的に活用する一方、徴税吏員その他の税務関係職員については、多様な任用・勤務形態の活用、広域連携の推進、組織間の連携強化、組織体制の見直しなどを通じ、より効率的な業務運営が可能となるような徴収体制を整備することが重要である。

(1) 多様な任用・勤務形態の活用

地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度（地方公務員法第 28 条の 4 及び第 28 条の 5）による当該地方団体の定年退職者等の採用、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3～5 条）による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用により、これらの職員を徴税吏員として活用している例が見られる。

こうした多様な任用・勤務形態を活用することにより、徴収にノウハウを有する者を徴税吏員として活用できる範囲が広がるなどの効果が期待できる。また、任期付短時間勤務職員を活用することにより、夜間や休日などを含めた勤務シフトを整備することも可能となる。したがって、こうしたニーズがある地方団体においては、これらの制度を積極的に活用していただきたい。

なお、特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである。また、一般職の非常勤職員についても、再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員以外は本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。

(2) 広域連携等の強化

地方税は、課税権を行使した地方団体自らが住民と向き合い、その徴収にあたること
が原則である。一方、滞納者の財産調査、差押、公売といった滞納処分については、
専門的な知識や経験の蓄積を必要とすることから、特に小規模な団体ではノウハウの
蓄積が困難なケースも少なくない。より効果的かつ高度な滞納処分等を実施するため、
複数の市町村で滞納整理組合などを設立し、一定の滞納案件については組合において
滞納処分等を実施する事例が増加している。また一部事務組合の設立に至らなくとも、
広域的な連携を強化し、ノウハウや情報の共有を行うための協議会組織等を設立する
ケースもみられる。

このほか、個人住民税の徴取引継や職員の人事交流などを通じて、都道府県と市区
町村間の連携の強化に取り組むことも重要である。都道府県と市区町村間の人事交流
を行う際の工夫として、県職員を市職員に、市職員を県職員に、相互に併任発令する
ことによつて、県税・市税を通じて徴収対策に従事する形態を活用している地方団体
もある。

3兆円の税源移譲により重要度を増す個人住民税の徴収対策や、不正軽油などの脱
税防止対策など個別の課題への対応を含め、地方団体間の広域連携等による徴収体制
の強化を図ることは極めて有用と考えられることから、地域の実情に応じ、その推進
に努めることとしていただきたい。

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、
国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与さ
れている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いず
れも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてき
たところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の
公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えて
きている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウ
ハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債
権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に
応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することがで
きる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税
徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査

への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

3 地方税の電子化の推進

地方税の申告手続等の電子化については、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化のためにも、早急な取組が求められている。

政府においては、電子政府の実現に向け推進を図っているところであり、平成 18 年 1 月の「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部決定）においては、「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」とされている。また、これを受け、総務省では 18 年 7 月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、その中において、地方税申告手続は、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる「オンライン利用促進対象手続き」として位置づけられたところである。

地方税の申告手続の電子化については、(社)地方税電子化協議会により地方税ポータルシステム（eLTAX：<http://www.eltax.jp/>）が運営されており、既に全ての都道府県及び政令指定都市、一部の一般市町村において法人事業税、法人住民税、固定資産税（償却資産）について運用が開始されているところである。

eLTAX の更なる利用促進に向けては、市町村の参加拡大、対象税目や手続の拡大、利用手続の簡便化等の措置を講じていくことが重要である。

対象税目等の拡大については、現在、(社)地方税電子化協議会において eLTAX の 2 次開発（個人住民税に係る給与支払報告書等）が検討されているところである。また利用手続の簡便化等の観点から、「地方税の電子申告に係る電子署名の簡素化について」（平成 19 年 1 月 29 日付け総税企第 15 号）で通知したとおり、本年 4 月より税理士が申告書を代理送信する場合は納税者本人の電子署名は省略可能となる。

こうした状況を踏まえ、各団体におかれては、今後とも、管轄税務署、税理士会等、地域における関係機関と連携しつつ、地方税の申告手続等に係るオンライン利用促進を計画的・積極的に図っていただきたい。

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

ついては、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせることがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課
水野住民税企画専門官
黒川住民税第一係長
TEL 03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

・
・
・

〒

東京都

〇〇 〇〇 殿 (番号)

平成26年11月 日

ご 連 絡

〇〇 〇〇 殿

〒

東京都

通知人 東京都立 病院

院 長

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号

中村ビル5階

マイスタット法律事務所

弁護士 須 田 徹

電話：03-3518-8456

ファックス：03-3518-8406

当職は、東京都立●●病院の代理人です。

当職は、貴殿に対し、平成26年3月●日付督促状にて、都立●●病院の未払診療費合計 円を同年 月 日までに支払うよう請求させて戴きましたが、これまで支払いがないだけでなく、何らのご連絡もないため、事務処理上、大変困惑しております。

ついては、下記回答書に所要事項をご記入のうえ、平成26年11月〇〇日までに、郵送（切手不要）もしくはファクス（03-3518-8406）にて、返送して戴きますようお願い致します。

回 答 書

(ファクス番号：03-3518-8406)

ご記入日：平成26年 月 日

お名前： _____

今回の都立 病院の診療費の請求について、該当するものにレ点を入れて下さい。

一括で支払う。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

分割払いを希望する。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

支払いをしばらく待つて欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

支払える状況にないので免除して欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

支払うつもりはない。

※理由をご記入願います。

平成27年3月31日現在

平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	40	8,982,781	39%	
②分納合意	分納合意	11	2,624,519	11%
	債務承認	2	157,000	1%
	小 計	13	2,781,519	12%
③債権放棄・その他	生活保護	1	72,000	0%
	破産	2	275,000	1%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	20	4,043,000	18%
	小 計	23	4,390,000	19%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	3,480,586	15%
	判決	8	2,114,014	9%
	和解	10	409,000	2%
	取下げ	5	818,000	4%
	小 計	24	6,821,600	30%
⑤強制執行	0	0	0%	
⑥交渉中	0	0	0%	
合 計	100	22,975,900	100%	
回収金額 ①+④完納	41	12,463,367	54%	

平成27年3月31日現在

平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		47	21,686,835	26%
②分納合意	分納合意	24	5,535,765	7%
	債務承認	1	372,000	0%
	小 計	25	5,907,765	7%
③債権放棄・その他	生活保護	1	500,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	1	490,000	1%
	行方不明・その他	10	4,039,000	5%
	小 計	12	5,029,000	6%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	21,757,077	26%
	判決	61	18,119,479	22%
	和解	38	5,265,737	6%
	取下げ	16	5,669,707	7%
	小 計	116	50,812,000	61%
⑤強制執行		0	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		200	83,435,600	100%
回収金額 ①+④完納		48	43,443,912	52%

平成27年3月31日現在

平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,644,367 円
------	---------	---------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	320	76,648,169	33%	
②分納合意	分納合意	98	11,976,753	5%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	98	11,976,753	5%
③債権放棄・その他	生活保護	17	3,494,589	2%
	破産	6	1,564,656	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	9	2,222,000	1%
	小 計	37	8,471,245	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	24	71,527,213	31%
	判決	299	50,097,697	22%
	和解	198	8,224,713	4%
	取下げ	24	3,698,577	2%
	小 計	545	133,548,200	58%
⑤強制執行	0	0	0%	
⑥交渉中	0	0	0%	
合 計	1,000	230,644,367	100%	
回収金額 ①+④完納	344	148,175,382	64%	

平成27年3月31日現在

平成22年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,004 件	237,239,330 円
------	---------	---------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	309	73,075,358	31%	
②分納合意	分納合意	95	12,604,948	5%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	95	12,604,948	5%
③債権放棄・その他	生活保護	14	3,245,700	1%
	破産	6	1,915,500	1%
	死亡	7	1,518,500	1%
	行方不明・その他	20	3,329,624	1%
	小 計	47	10,009,324	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	31	78,601,014	33%
	判決	242	39,631,719	17%
	和解	235	13,240,303	6%
	取下げ	43	10,076,664	4%
	小 計	551	141,549,700	60%
⑤強制執行	2	0	0%	
⑥交渉中	0	0	0%	
合 計	1,004	237,239,330	100%	
回収金額 ①+④完納	340	151,676,372	64%	

平成27年3月31日現在

平成23年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	706 件	148,163,007 円
------	-------	---------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	195	34,585,849	23%	
②分納合意	分納合意	74	10,166,563	7%
	債務承認	1	500,000	0%
	小 計	75	10,666,563	7%
③債権放棄・その他	生活保護	10	1,555,300	1%
	破産	4	752,000	1%
	死亡	1	220,000	0%
	行方不明・その他	6	1,126,000	1%
	小 計	21	3,653,300	2%
④訴訟案件	完納（取下等）	20	58,060,093	39%
	判決	171	28,481,193	19%
	和解	205	9,655,823	7%
	取下げ	18	3,060,186	2%
	小 計	414	99,257,295	67%
⑤強制執行	1	0	0%	
⑥交渉中	0	0	0%	
合 計	706	148,163,007	100%	
回収金額 ①+④完納	215	92,645,942	63%	

平成27年3月31日現在

平成24年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	204 件	42,860,988 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	53	11,301,000	26%	
②分納合意	分納合意	36	3,964,400	9%
	債務承認			0%
	小 計	36	3,964,400	9%
③債権放棄・その他	生活保護	1	240,000	1%
	破産			0%
	死亡			0%
	行方不明・その他			0%
	小 計	1	240,000	1%
④訴訟案件	完納（取下等）	11	10,432,288	24%
	判決	50	10,766,208	25%
	和解	46	4,539,492	11%
	取下げ	5	1,257,600	3%
	小 計	112	26,995,588	63%
⑤強制執行	1	0	0%	
⑥交渉中	1	360,000	1%	
合 計	204	42,860,988	100%	
回収金額 ①+④完納	64	21,733,288	51%	

平成27年3月31日現在

平成25年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	140 件	28,597,000 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	17	4,146,200	14%	
②分納合意	分納合意	29	2,936,500	10%
	債務承認			0%
	小 計	29	2,936,500	10%
③債権放棄・その他	生活保護	1	276,000	1%
	破産			0%
	死亡			0%
	行方不明・その他			0%
	小 計	1	276,000	1%
④訴訟案件	完納（取下等）	6	7,342,456	26%
	判決	34	6,991,830	24%
	和解	52	6,675,014	23%
	取下げ	1	229,000	1%
	小 計	93	21,238,300	74%
⑤強制執行	0	0	0%	
⑥交渉中	0	0	0%	
合 計	140	28,597,000	100%	
回収金額 ①+④完納	23	11,488,656	40%	

平成27年3月31日現在

平成26年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	103 件	18,843,177 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%	
①全額納付・一部納付	18	3,430,300	18%	
②分納合意	分納合意	29	3,972,500	21%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	29	3,972,500	21%
③債権放棄・その他	生活保護	3	410,000	2%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	0	0	0%
	小 計	3	410,000	2%
④訴訟案件	完納（取下等）	2	935,697	5%
	判決	15	3,568,600	19%
	和解	19	3,112,203	17%
	取下げ	0	0	0%
	小 計	36	7,616,500	40%
⑤強制執行	1	430,000	2%	
⑥交渉中	16	2,983,877	16%	
合 計	103	18,843,177	100%	
回収金額 ①+④完納	20	4,365,997	23%	

平成27年3月31日現在

累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	3,457 件	812,759,369 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		999	233,856,492	29%
②分納合意	分納合意	396	53,781,948	7%
	債務承認	4	1,029,000	0%
	小 計	400	54,810,948	7%
③債権放棄・その他	生活保護	48	9,793,589	1%
	破産	18	4,507,156	1%
	死亡	14	3,418,500	0%
	行方不明・その他	65	14,759,624	2%
	小 計	145	32,478,869	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	96	252,136,424	31%
	判決	880	159,770,740	20%
	和解	803	51,122,285	6%
	取下げ	112	24,809,734	3%
	小 計	1891	487,839,183	60%
⑤強制執行		5	430,000	0%
⑥交渉中		17	3,343,877	0%
合 計		3,457	812,759,369	100%
回収金額 ①+④完納		1,095	485,992,916	60%

生活一時資金における経費の実績

	件数	着手金	実費	計
19年度	100	1,050,000	325,240	1,375,240
20年度	200	5,250,000	1,546,809	7,017,009
21年度	1,000	36,750,000	5,962,670	42,832,310
22年度	1,002	36,750,000	5,599,452	42,349,452
23年度	705	25,725,000	6,376,254	32,101,254
24年度	203	7,350,000	1,234,824	8,584,824
計	3,210	112,875,000	21,045,249	134,260,089

江戸川区生活一時貸付金／強制執行実績

	支払い約束	動産	預金	給料	財開	合計	差押済額	任意支払約束	成果
H23年度	0	12	72	9	25	118	1,687,008	8,035,638	9,722,646
H24年度	0	0	228	44	120	392	7,005,375	28,864,942	35,870,317
H25年度	103	2	339	67	121	529	15,626,252	63,511,997	79,138,249
H26年度	77	6	185	77	59	327	18,703,191	41,093,739	59,796,930
H27年度	0	3	35	28	1	67	1,608,966	1,588,926	3,197,892
累計	180	23	859	225	326	1433	44,630,792	143,095,242	187,726,034

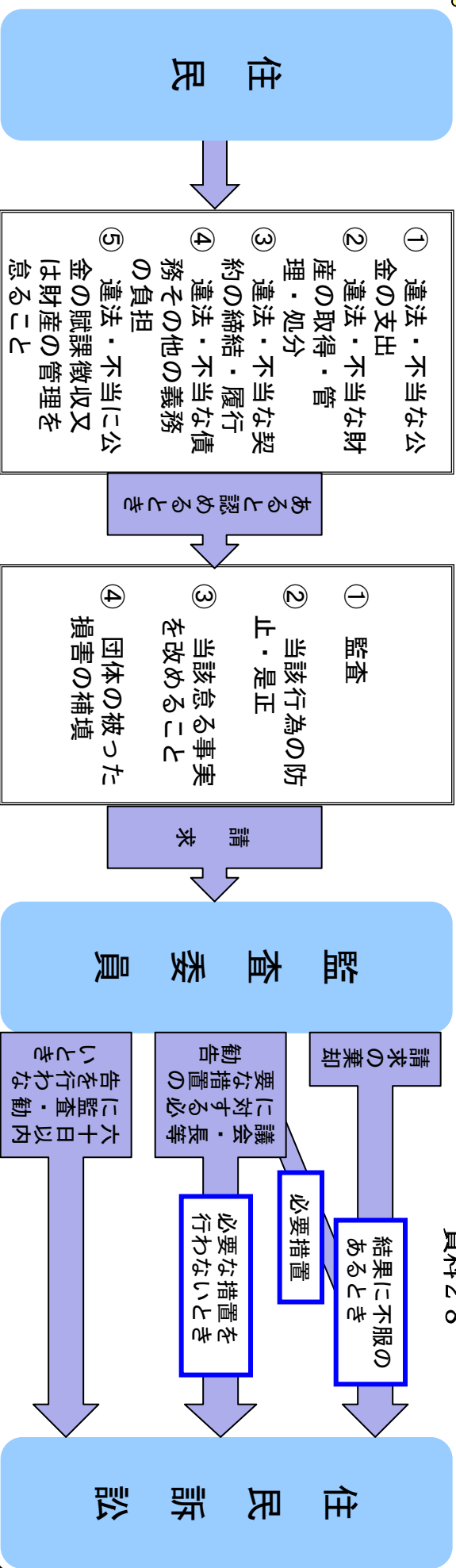
平成27年7月28日現在

* 支払い約束とは、強制執行前に最後通牒を債務者に送ったところ、債務者がそれに反応して分割払いの約束ができたもの。

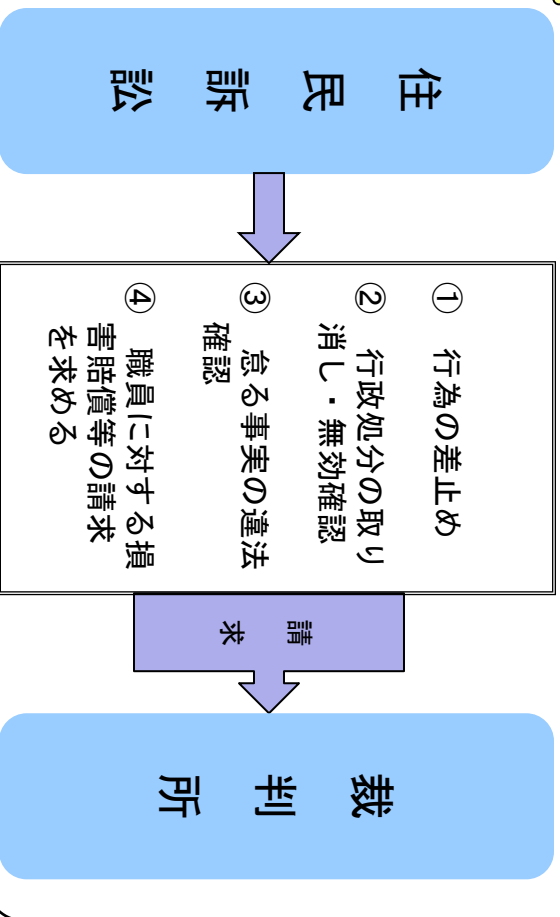
* 任意支払約束とは、強制執行着手後に債務者との間で分割払いの約束ができたものや給与差押えにより将来入金となる予定のもの。

住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の賠償責任の手続上の流れ

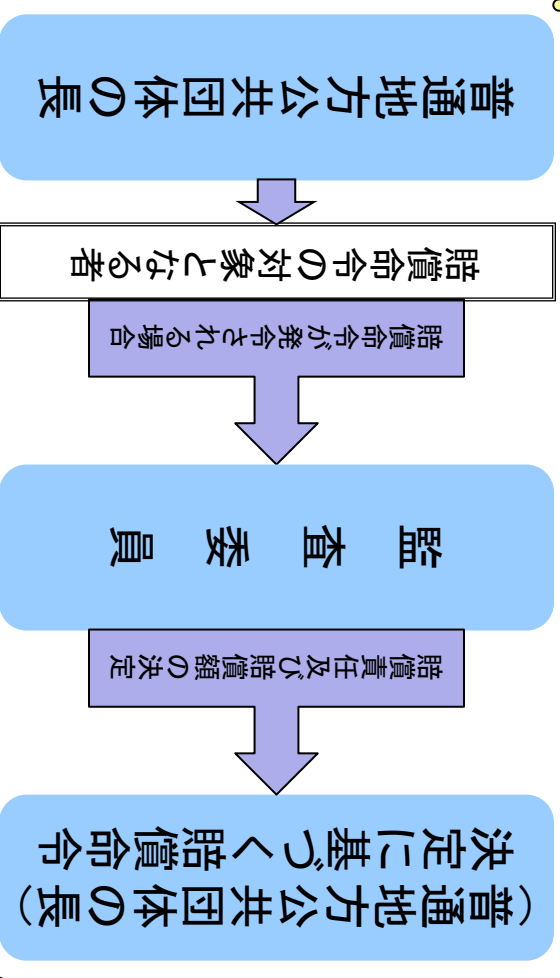
住民監査請求



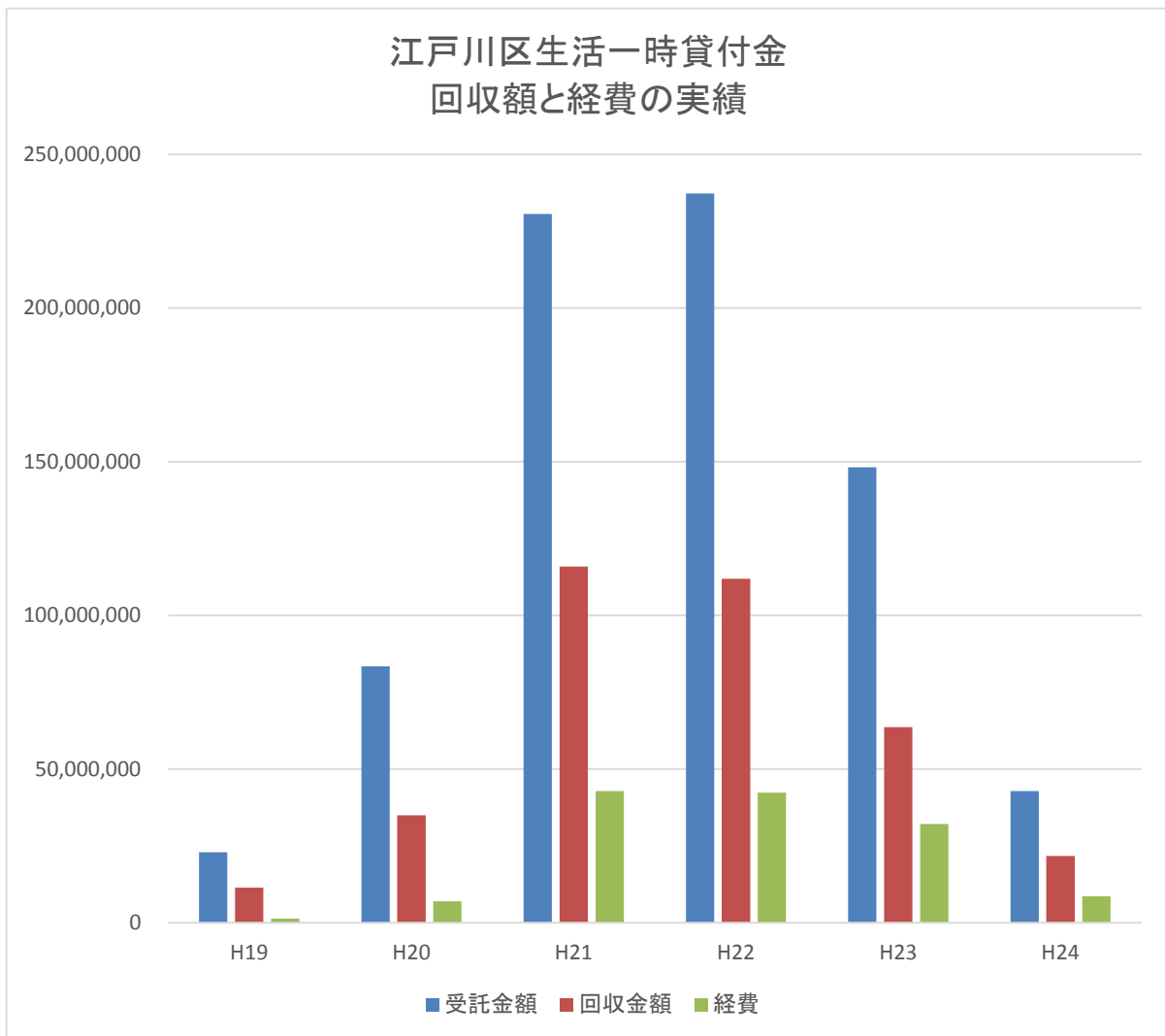
住民訴訟



職員の賠償責任



	H19	H20	H21	H22	H23	H24
受託金額	22,975,900	83,435,600	230,644,367	237,239,330	148,163,007	42,860,988
回収金額	11,422,906	34,978,939	115,848,064	111,890,261	63,659,288	21,733,288
経費	1,375,240	7,017,009	42,832,310	42,349,452	32,101,254	8,584,824



練馬区／平成22年・23年度・24年度 強制執行収支一覧(応急小口資金貸付金)

	貸付番号	氏名	種別	債務名義	事件番号	種別	実施日	結果	納付元金	納付延滞金	支出額計	委任費用	執行文代	送達証明代	執行費用	
21年度訴訟委託分	1	2012694	A	借	判決書	動産	平成22年(執イ)第〇〇号	2010/12/21	執行不能/月2万円	390,000		61,268	36,750	300	150	24,068
	2	2014680	B	連	判決書	動産	平成22年(執イ)第〇〇号	2010/12/7	執行不能/債権放棄	—		41,926	36,750	300	150	4,726
	3	2013638	C	借	判決書	動産	平成22年(執イ)第〇〇号	2011/1/21	執行不能/債権放棄	—		70,368	36,750	300	150	33,168
	4	2012016	D	借	判決書	動産	平成22年(執イ)第〇〇号	2010/12/24	執行不能/債権放棄	—		42,222	36,750	300	150	5,022
	5	2012218	E	借	判決書	債権		23年1月から	毎月3万円	400,000	319,610	46,500	36,750	300	150	9,300
	6	2016661	F	借	和解調書	債権		23年4月から	毎月2万円	185,000	94,484	9,750	0	300	150	9,300
								賞与5万円	100,000							
	7	2017642	G	借	和解調書	債権		23年6月から	毎月2万円	120,000	83,452	8,910	0	300	150	8,460
								賞与3万円	60,000							
	8	2010029	H	借	和解調書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/5/16	執行不能/債権放棄	—		29,666	0	300	150	29,216
	9	2011457	I	借	和解調書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/4/25	執行不能/月2万円	200,000		5,842	0	300	150	5,392
10	2016681	J	借	和解調書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/5/16	執行不能/月5千円	160,000		20,110	0	300	150	19,660	
11	2014687	K	借	和解調書	債権		23年6月から 23年9月まで	毎月5千円/賞与6万円 月1万円	80,000 20,000		9,750	0	300	150	9,300	
22年度訴訟委託分	12	2011307	L	借	判決書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/8/30	執行不能	0		5,250	0	300	150	4,800
	13	2018634	M	借	判決書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/9/6	執行不能/月5千円	0		5,916	0	300	150	5,466
	14	2018248	N	借	判決書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/9/22	執行不能	—		37,972	0	300	150	28,222
							平成23年(ル)第〇〇号	24年2月から	給与1.5万円	120,000						
									賞与3万円							
	15	2018454	O	保	和解調書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/12/6	執行不能	—		20,686	0	300	150	20,236
	16	2020618	P	借	和解調書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2011/12/26	執行不能	25,000		30,258	0	300	150	29,808
	17	2013603	Q	借	和解調書	債権		24年7月から	月5千円	70,000						
18	2018434	R	借	判決書	動産	平成23年(執イ)第〇〇号	2012/6/24	執行不能/月8千円								
23年度訴訟委託分	19	2015658	S	借	判決書	動産	平成24年(執イ)第〇〇号	2012/4/9	執行不能			6,064	0	300	150	5,614
	20	2016064	T	借	判決書	動産	平成24年(執イ)第〇〇号	2012/4/20	執行不能			18,630	0	300	150	18,180
	21	2012255	U	借	判決書	動産	平成24年(執イ)第〇〇号	2012/4/9	執行不能			5,842	0	300	150	5,392
	22	2014421	V	借	判決書	動産	平成24年(執イ)第〇〇号	2012/7/12	執行不能							
	23	2013431	W	借	判決書	動産	平成24年(執イ)第〇〇号	2012/5/16	執行不能			450	0	300	150	
計									1,930,000	497,546	477,380	183,750	6,000	3,000	284,630	
収支計									1,950,166							

完済および欠損で終了

納付元金および納付延滞金は、強制執行後からの支払額